

○稲沢市病院事業の設置等に関する条例施行規程

平成 22 年 4 月 1 日

病管規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、稲沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年稲沢市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療時間)

第 2 条 稲沢市民病院（以下「病院」という。）の外来患者の診療時間は、次のとおりとする。ただし、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 平日 午前 8 時 45 分から午後 4 時まで

(2) はだか祭の日（旧暦 1 月 13 日） 午前 8 時 45 分から正午まで

(休診日)

第 3 条 病院の外来患者の休診日は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

(診療の特例)

第 4 条 院長は、前 2 条の規定にかかわらず、急を要する外来患者については、診療を行うことができる。

(診察券)

第5条 外来患者が新たに診療を受けようとするときは、診察券の交付を受けなければならない。

2 診察券は、受診の都度病院に提出しなければならない。

3 診察券の有効期間は、無期限とする。

(入院の手続)

第6条 病院に入院しようとする者は、入院申込書を院長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 入院患者が精神障害者であるときはその保護義務者、未成年者であるときはその親権者が、入院申込書を提出するものとする。

3 第1項の入院申込書に連署する保証人は、独立の生計を営む成年者で、身元の確実な者でなければならない。

(手術等の同意)

第7条 手術又は特殊検査等を受けようとする者は、診療行為の説明・同意書を院長に提出しなければならない。

(条例第5条第3項に規定する使用料及び手数料)

第8条 条例第5条第3項に規定する使用料及び手数料は、別表のとおりとする。ただし、同表に定めのないものについては、その都度院長が定める。

(入院に係る使用料の計算)

第9条 入院に係る使用料は、入院の日及び退院の日をそれぞれ1日として計算する。

(使用料等の納期限)

第 10 条 条例第 5 条に規定する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、分納させることができる。

- (1) 入院に係る使用料以外の使用料等 当該使用料等に係る行為をした日
- (2) 入院に係る使用料 納入通知を受けた日から起算して 10 日を経過した日

2 前項の納期限が病院の外来患者の休診日に当たるときは、その直後の病院の外来患者の休診日でない日とする。

（使用料等の後納）

第 11 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を後納させることができる。

- (1) 診療した後でなければ使用料等を算定し難いとき。
- (2) 応急の診療その他院長においてやむを得ない事情があると認めたとき。

（診療の拒否等）

第 12 条 院長は、患者が次の各号のいずれかに該当するときは、診療若しくは入院を拒否し、又は退院を命ずることができる。

- (1) 入院患者が定数に満ちたとき。
- (2) 入院若しくは診療の必要を認めないとき、又はその必要がなくなつたとき。
- (3) 治療方針に反する行為があつたとき。

- (4) 風紀又は秩序を乱し他人に迷惑を与える等の行為があつたとき。
- (5) 病院の諸規程に違反したとき。
- (6) その他院長が特に必要と認めたとき。

(補則)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者の承認を得て、院長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前において、稲沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則等を廃止する規則（平成 2 2 年稲沢市規則第 2 6 号）第 1 号の規定による廃止前の稲沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成 1 9 年稲沢市規則第 3 号）の規定によりなされた交付、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた交付、手続その他の行為とみなす。

付 則（平成 2 2 年病管規程第 2 8 号）

この規程は、平成 2 2 年 9 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 3 年病管規程第 6 号）

この規程は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 4 年病管規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成 2 6 年病管規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の稲沢市病院事業の設置等に関する条例施行

規程の規定は、この規程の施行の日以後に診療を受けた者について適用し、同日前に診療を受けた者については、なお従前の例による。

付 則（平成２６年病管規程第９号）

この規程は、平成２６年１１月１日から施行する。

付 則（平成２８年病管規程第３号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市病院事業の設置等に関する条例施行規程の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

付 則（平成２８年病管規程第４号）

この規程は、平成２８年９月１日から施行する。

付 則（令和元年病管規程第３号）

１ この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

２ この規程による改正後の稲沢市病院事業の設置等に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に診療を受けた者又は文書料の納付の義務が発生した者について適用し、同日前に診療を受けた者又は文書料の納付の義務が発生した者については、なお従前の例による。

別表（その１）（第８条関係）

自費患者の使用料

項目	内訳等
使用料	点数表で算定した点数に１点１１．０円（自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に係る療養については１点２０円）を乗じて得た額に入院

	時食事療養費として定められた金額を加算した額（10円未満切捨て）
保険外併用療養費に係る 初診料	1件 1,100円
入院期間が180日を超えた 日以後の入院療養費	1日 2,620円

別表（その2）（第8条関係）

特別病室使用料

区分	金額
特別室	1日につき 11,000円
個室A	1日につき 8,800円
個室B	1日につき 5,500円

別表（その3）（第8条関係）

手数料

項目	内訳等
健康診断及び検査料	点数表で算定した点数に1点11.0円を乗じて得た額に、入院時食事療養費として定められた金額及び文書料の額を加算した額（10円未満切捨て）
契約事業場検査料	点数表で算定した点数から診断料を除いた点数に1点11.0円を乗じて得た額（10円未満切捨て）

文書料	死亡診断書	1通	2,200円	
	普通診断書、普通 証明書	1通	2,200円	
	精密診断書、精密 証明書	1通	3,300円	
	小・中学校の児童 生徒、幼稚園児及 び保育園児に係る 諸証明書	1通	1,100円	ただし、学校生活管理指導表は 無料
その他 料金	容器料	1個	50円	ただし、特殊なものは実費
	死体検案料	1件	11,000円	
	付添寝具料	1日	200円	
	診察券再発行	1件	100円	
	面談料（保険会社 との面談に係るも の）	1件	5,500円	

別表（その４）（第８条関係）

施設使用料等

項目	使用料の金額
売店、レストラン及び自動販売機の設置	管理者が定める施設使用料

その他	稲沢市行政財産の目的外使用に関する使用料条例 （昭和63年稲沢市条例第43号）の規定による使用料 の額
-----	--